

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース 32号

発行：2012年10月20日

連絡先：大和市桜森3-5-3フロントビル1F 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oonm/>

10月1日 第21回口頭弁論が行われました

飛行差止(民事訴訟)について「準備書面」提出と弁論
「飛行差止の意義と必要性」や「司法の消極主義克服」を佐賀弁護士が熱気あふれる弁論で主張

報告集会で弁論の内容の解説する
安永弁護士



現地進行協議(現地検証)当日の飛行状況についての「準備書面」と「証拠説明書」提出と弁論

林戸弁護士が「検証中の飛行態様は不可解を感じる。裁判所は引き続き爆音被害状況を直接感得すべく積極的な訴訟指揮を願う」と主張

「第21回口頭弁論」は、10月1日(月)午後1時30分から横浜地裁13号法廷で開かれ、原告73名・支援団体の5名・自治体1名の方々が参加しました。熱心に傍聴された口頭弁論では、佐賀弁護士が裁判所に提出された「準備書面(26)」で主張している「民事訴訟…飛行差止」について「裁判所は、判決で飛行差止を英断を持って決断し、一歩前に踏み出して頂きたい」と熱気溢れる弁論を展開しました。林戸弁護士からは「現地進行協議(現地検証)」について「準備書面」に基づき、検証当日の飛行状況(飛行態様)などの弁論を行いました。被告・国は、「今回も弁論なし」で、閉廷しました。閉廷後、波止場会館5Fホールで「報告集会」を開き、安永弁護士と宇野弁護士から口頭弁論の内容について解説をしていただきました。

る行為の禁止(差止)を求めることができる。

2. 公害訴訟の進展と差止法理の新たな展開

大規模公共の事業(道路事業と原発事業)がもたらす周辺住民の生活破壊、健康被害などの公害事案における差止訴訟がどのような展開を見せ、どのような公害解決機能をもたらしているのか検討する。

(1) 差止訴訟における公害解決機能と解決への道筋

① 「道路公害訴訟」

「国道43号線訴訟控訴審判決」では、「いかなる方法によって住民らの被害を防ぐかを検討することは本来的に行政的責務である」という当然の法理を明らかにして一審判決を覆した。

② 「原発訴訟」

「伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求訴訟上告審」判決では――

「行政庁が住民の生命・健康に影響を及ぼす公共施設を設置し、または設置を許可する場合には、その安全性を十分に調査・審議しなくてはならないことを前提に、行政庁においてその判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料によって主張、立証できない場合には、右判断に不合理な点があると推認される」との妥当な判断が示された。

(2) その他の差止訴訟の発展状況と最新の理窟

「ごみ焼却場建設工事の差止訴訟」や「産業廃棄物処理場の操業差止訴訟」において――

「周辺住民の被害の程度・態様について実体審理をした上で、その差止を認容する」判断がなされた。人格権の一種としての「平穏生活権」を認め、生命・身体に対する侵害のみならず、平穏な環境の下で生活する利益を侵害していると評価される場合には平穏生活権の侵害を根拠とする差止を認容した。

(3) 厚木基地における航空機の離発着差止訴訟

厚木基地における航空機による騒音の被害は、騒音の程度、被害の及ぶ範囲の広範性、航空機騒音が与える健康影響や、健康被害に直結する程の生活侵害の程度などからすれば、道路公害などに比べても到底看過できない程度に及んでいる。

基地訴訟では、もはや司法救済の観点からも、司法府の存在意義の観点からも、旧態依然とした訴訟の「入口論」などで司法府の救済機能を放棄することは許されない時期に来ている。

「飛行差止(民事訴訟) 弁論」について 準備書面(26)と安永弁護士報告から抜粋

弁論 佐賀 悦子弁護士
解説 安永 佳代弁護士

本書面は、原告らが求めている航空機の離発着差止請求について原告らの主張を集約するとともに、そもそも基地訴訟の航空機差止に關し裁判所がいかなる姿勢で臨むべきか、その枠組みを示すことを目的とする。

1. 差止訴訟の意義と目的

裁判所が「飛行差止」を認めなければ、50年以上の長期に亘り違法な爆音に踏みにじられ続けている厚木基地周辺住民の健康で平穏な生活を営む憲法上の基本的な人権を守ることはできない。

(1) 「民事訴訟と行政訴訟」での「飛行差止請求」

平成5年最高裁は第一次厚木爆音訴訟上告審判決で、大阪空港訴訟上告審大法廷判決の法理を受けて、「民事訴訟に基づく差止め請求は不適法」だとされた。

民事訴訟での差止訴訟が不適法であるというなら、行政訴訟で差止めが認められるべき理由が示されなくてはならず、逆に要件上、行政訴訟による差止めの容認が困難であるというのであれば、上記の最高裁判決は是正されなければならない。

(2) 差止請求の意義と法的根拠について

大規模な大気汚染や騒音被害などの継続的不法行為が生じた場合、周辺の市民が自らの生命、健康、生活を守るためには事後的な損害賠償請求を行うだけでは足りないことはいままでもなく、「事前の侵害行為の差止」が重要な意義を持っている。

① 「人格権侵害」の除去

個人の生命、身体、精神および生活に関する利益であって、人間としての基本的な権利

② 「平穏生活権侵害」の除去

何人も生命、身体の安全性を侵されることなく平穏な生活を営む権利を有し、受忍限度を超えて違法にこれを侵された場合には人格権に対する侵害としてその侵害を除去できる。

その侵害が現実化していなくとも、その危険が切迫している場合には、その予防として、予め侵害行為あるいは侵害の原因とな

(4)騒音規制の必要性と差止訴訟の意義

* 厚木基地からもたらされる騒音が他の裁判例と比べていかに激甚であるかその実態を浮き彫りにし、もはや他の裁判例との対比からいっても侵害行為を放置することは許される状況ではない。

* 「航空機騒音に係る環境基準」は、現実的実現可能性が重視されたものであり、住民が被る被害防止との観点でいえば、到底十分であるとはいえずあくまでも最低限の基準である。

①騒音の種類＝生活騒音、工場・工事騒音・交通機関騒音等々

②航空機騒音と被害

イ。生活妨害＝会話等の聴取妨害、学習・思考・教育・作業能率等

ロ。睡眠妨害

ハ。精神的被害＝不快感・焦燥感

ニ。聴覚障害＝騒音性難聴、聴力損失

ホ。その他身体的影響＝呼吸促進、脈拍増加、末梢血管収縮、血圧上昇唾液や胃液の分泌減少、胃腸運動の抑制、胃潰瘍妊娠・出産の異常、ホルモン分泌の変化等

③騒音に対する各種規制

イ。騒音一般に関する規制

*騒音規制法 *神奈川県生活環境の保全等に関する条例

*環境基本法

ロ。航空機騒音に関する規制＝航空機騒音に係わる環境基準、飛行協定＝航空機の騒音軽減措置 低空飛行訓練等に関する合意文書

④騒音と人格権（差止訴訟の意義）

*冒頭 1 (2) の差止請求の意義と法的根拠

①「人格権侵害」の除去 ②「平穏生活権侵害」の除去を参照

⑤騒音裁判の認容の水準

騒音差止が認容された裁判例をいくつか紹介し、人々の健康的な生活を維持する基準、人格権保障の基準について過去裁判所がどのように考え、またどのような基準で騒音の差止を認めてきたかについてのべる。

* 個別の裁判例は略

⑥上記裁判例と本件厚木基地航空機騒音との比較

イ。騒音レベルの比較

原告の差止請求を認容した各種裁判例の騒音は――

・学校のエアコン室外機＝45～50、3dB

・隣家の家庭用冷暖房室外機＝38ホンないし56ホン

・居宅に隣接する菓子工場の騒音＝69ホンなど

ロ。厚木基地の航空機騒音状況

厚木基地航空機の騒音レベル（ジェット機のピーク時110～120ホン、プロペラ機でも89～90ホン）はこれらに比べ明らかに激甚である。

重大な侵害行為であることは明らかであり、本件訴訟の実態判断において、差止が認められない理由は存在しない。

仮に本訴訟で差止が認められないということになれば、これまで積み上げられてきた過去の裁判所による差止認容の水準から、著しく乖離した事態となり、後生においてあまたの批判を受けることとなる。

3. 航空機騒音訴訟における差止認容の必要性

(1) 基地訴訟における差止について

過去の基地訴訟における裁判所の傾向は、自衛隊機飛行差止については民事訴訟事項としての的確性を有していないということにより、また米軍機については、支配の及ばない第三者の行為の差止を求めるものであるとして、何れも実体審理に入ることなく入り口のところで、門前払いを繰り返している。

裁判所は、受忍限度を超える騒音被害を認めながらも、「原告ら住民に対して損害賠償を認めているのであるから差止請求までは我慢しろ」とでも言うかのような姿勢に終始している。これは裁判所としての責任回避、職責放棄にほかならない。

(2) 米軍機飛行差止「厚木基地訴訟最高裁判決の誤り」と「地位協定の正当な解釈」

①最高裁判決の誤り

「被告・国と米軍の法律関係は条約に基づくものであるから、原告らが米軍機の離着陸等の差止を請求するのは、国に対してその支配の及ばない第三者の行為の差止を請求するということであるから、主張自体失当」として棄却した。

これは、「日米地位協定：第2条4項(b)の管理関係と第3条基地管理権」の内容について、誤った認定判断をした第一審・控訴審を受けて、これらの条項の解釈適用を誤りその結果、日本国が米軍の航空機の運航について何ら規制権限を行使できないという全く誤った結論に至ってしまった。

②地位協定の正当な解釈

厚木基地に関しては、滑走路を含む主要部分について昭和46年7月1日から、地位協定第2条4項(b)に基づく日本側の施設となり基地滑走路の管理権が米軍から日本側に移転された。その使用形態は「米側航空機による米側専用区域への出入りのため及びそれに関連したその他の運航上の必要を満たすために使用される」(昭和46年6月29日付閣議決定)という目的のための使用に限定されている。

このような使用転換の結果、日本国側は、米軍が専用区域への出入りを目的として本件飛行場を使用する場合には施設管理権に基づいてこれを認める立場に立つが、逆に現実の使用形態が本来認められた使用目的を逸脱する場合、すなわち「米軍の専用する施設・区域への出入り」の目的ではない場合には、施設の管理者として当然に「目的外使用」であることを理由にその使用を拒否することが出来るのである。

4. 厚木基地騒音の実態と差止の必要性

(1) 厚木基地の騒音の実態は、他の騒音公害訴訟と比しても放置できないほど甚大・深刻であり司法救済の必要性は一刻の猶予もない。

厚木基地に於ける騒音被害は多岐にわたっており、その表れ方も様々であるが、同基地における激甚な騒音は、厚木基地周辺住民の生活妨害、精神的苦痛を与えるばかりか、身体的被害をもたらす、いうまでもなく住民らの平穏生活権を著しく侵害している。その上、航空機騒音は、例えば身体障がい者であるとか、病気に罹患している者など、いわゆる健康者ではない者らの日々の生活も著しく脅かし、ひいては、生命身体に対しても重大な被害をもたらしている。

かかる重大な騒音被害は、決して金銭によって回復されるものではなく、これらの被害をなくし、根本的に解決するため有効適切な手段として、今こそ本件訴訟の場において、飛行差止が認められなければならないのである。

(2) 騒音の差止裁判においては、公的基準値を一定程度超えることが差止めを認める上で大きな要素である。航空機騒音においては、「航空機騒音に係わる環境基準」の「環境基準値」がこれに当たり、厚木基地周辺騒音はこれを遙かに上回っている。

厚木基地周辺住民は、長年にわたり一般に差止が認容されるレベルを遙かに超える甚大な騒音にさらされ続け、一般に差止が認容されるべき重大な騒音被害を受けているにもかかわらず、差止判断という司法の救済を受けられず、放置され続けている。

「司法消極主義」を克服して「飛行差止」の判決を!

厚木基地の閉鎖、移転は一朝一夕には実現できないとしても、裁判所としては、米本土における米軍の騒音問題に対する対応も視野に入れて、それに一步近づけるために飛行差止に向けて英断をすべき時期にきている。

基地周辺住民の被害について、もはや放置は一日たりとも許されない。

裁判所は、基地訴訟に於ける差止判決の先鞭をつけるべく英断を下されたい。

現地進行協議（現地検証）について

準備書面 (25) 抜粋

弁論 林戸 孝行弁護士



5月16日現地進行協議（現地検証）大和市ふれあいの森草柳広場

1. 現地検証時の飛行状況と騒音測定結果について

*不可解 / 現地検証中は低騒音機（プロペラ機・ヘリコプター）が主に飛行

飛行状況と測定結果 (日東紡音響測定)

(1) 測定場所 (基地北側)

	ふれあいの森草柳広場	緑の広場44号
測定時間	10:00 ~ 11:00	13:15 ~ 14:45
測定結果	70dB 以上 100dB 未満 14回	29回
最高音	93, 6dB	87, 5dB
飛行態様	総て基地北側へ離陸	総て基地北側から着陸
機種	E-2C, C-2A (艦載機)	E-2C, C-2A (艦載機)

(2) 測定場所 (基地南側)

	引地川公園ゆりの森
測定時間	11:30 ~ 12:00
測定結果	70dB 以上 90dB 未満 7回
最高音	82,4dB
飛行態様	基地南側から全機着陸
機種	C-2A, SH-60 ヘリ

*** 現地検証終了直後にスーパーホーネットが飛行!**

本件進行協議期日が行われている間は、主に低騒音機と呼ばれるプロペラ機とヘリコプターなどのタッチアンドゴーを繰り返すのみであった。

その結果騒音測定結果の最高音は93.6dB、原告らの測定では最高音96.5dBにとどまった。しかし、進行協議期日が終了し裁判所が現地を離れた直後(午後4時01分)、F/A18スーパーホーネットが本日初めて飛行。原告らの測定によると106.5dBの騒音を測定した。(基地南側0.7Km:ちびっ子広場)厚木基地滑走路の管理者は被告・国であり、なぜ当日の飛行状況がこのような事態になったのか、原告らとしては不可解に感ぜざるを得ない。

2. 5月22日~24日には突然の訓練飛行強行! 連日殺人的な爆音!

本件進行協議期日のわずか6日後の5月22日から3日間にわたり、厚木基地において、米海軍艦載機による陸上離着陸訓練が夜間まで行われ、基地周辺に激甚な爆音被害をもたらした。

(1) 原告らによる騒音測定結果。

測定日	5月22日	5月23日
測定場所	第四次訴訟団事務所 (85 W地域)	
測定時間	11:18~17:50	11:13~13:28
測定結果	70dB以上90dB未満 24回 90dB以上100dB未満 60回 100dB以上 1回	12回 55回 9回
最高音	100, 1db	104, 8db
測定日	5月23日	5月24日
測定場所	原告宅 (大和市西鶴間4丁目:90 W地域)	
測定時間	14:05~21:57	10:13~19:23
測定結果	70dB以上90dB未満 18回 90dB以上100dB未満 92回 100dB以上 78回	18回 46回 60回
最高音	114, 9dB	119, 5dB

(2) 神奈川県による騒音測定結果

測定日	5月22日	5月23日	5月24日
測定場所	基地北側1Km地点		
測定時間	9:00~21:00		
測定結果	70dB以上90dB未満 23回 90dB以上100dB未満 56回 100dB以上 77回	89回 68回 194回	137回 26回 58回
最高音	109, 5dB	115, 9dB	113, 2dB

突然の訓練強行と爆音の激しさに、県・周辺市、原告・弁護団が米軍・国に抗議

神奈川県の測定結果では、23日の9:00~21:00までの間、100dB以上の測定回数が194回という信じ難い結果となっており、艦載機の離着陸訓練が行われたときの基地周辺の爆音被害の深刻さを物語っている。

この米海軍艦載機による離着陸訓練については、神奈川県・周辺自治体にその実施が知らされたのが訓練当日であった上に、夜間においても激しい爆音被害をもたらしたことから、神奈川県知事・周辺9市長がこぞって即座に米海軍厚木司令官に抗議を行った。

また、訴訟団・弁護団も被告・国らに対し抗議を行ったところである。

裁判所には厚木基地周辺の爆音被害を直接感得すべく、積極的な訴訟指揮を願う

前述のように、原告らとしては裁判所が現地にいる限り、激甚な爆音を生じさせる機種が飛行することはないのではないのかとの懸念を捨て去ることができない。

従って、原告らが日東紡音響によって録音された航空機の騒音を記録したDVDの検証を行う方法も準備している。

裁判所におかれては、現地に於ける検証や進行協議と並行して、DVDによる検証なども念頭に置かれ、引き続き厚木基地周辺の爆音被害状況を直接感得すべく積極的かつ柔軟な訴訟指揮を執られるようお願いする。

**原告9名の方々が「飛行差止め追加提訴」
9月21日 民事・行政の両面で追加提訴**

深刻な健康被害を抱え、自らの生命身体の安全を守るために追加して差止めを求める

私たちは、厚木基地を離発着する航空機の爆音被害救済を求めて、横浜地裁に被告・国に対して「損害賠償」と民事および行政訴訟による「飛行差止め」を請求しています。

しかし、厚木基地の騒音被害は昭和51年に提訴した第一次訴訟以来、36年にも亘り被害解消を求めているにもかかわらず、その被害は減るどころか現在に至ってもなお増大し続け、異常ともいえる状態に至っています。

今回提訴された9名の方々は、このような激甚な被害を受け続けはるや賠償請求だけでは被害の救済をはかることはできず深刻な心疾患や高血圧症など、それぞれに無視し得ない生命の危険さを感じるような健康被害を抱えられ「自らの生命身体を守る」ためには「航空機の飛行差止めを追加」して救済を求める以外にないと決意されました。

甚大な爆音被害の防止は、裁判所が「航空機の飛行差止め」を命ずる以外にない追加提訴訴状では

「裁判所は、過去の3度に亘る爆音違法の判断によって、既に厚木基地の周辺住民らの被害が受忍限度を超えるものであることを認定し、その抜本的解決の必要性を指摘している。しかし、これまでの度重なる訴訟提訴によっても解消されず、5月の異常な飛行訓練の実施などその被害の実態は一刻の猶予もなく放置し得ない程度にまで及んでいる。

裁判所が真に国民の生命を守り、人権救済機関としての地位を確固たるものとするためにも、本件において厚木基地を離着陸する航空機の差止めを容認し、裁判所が真の司法府の救済機能を果たすこと以外に解決の途はない。

裁判所は、ここに至り、あえて飛行差止めを追加請求する原告らの思いと苦しみをしっかりと受け止め、司法の歴史に新たな一歩を刻むよう強く求める」と訴えています。(一部省略)

【追加提訴により原告の構成内訳が次のようになります】

- 1 損害賠償（民事訴訟） 7,054名（原告全員）
- 2 飛行差止め（原告 7,054名の内数）
 - ・民事訴訟 当初：66名 + 今回追加 9名 = 75名
 - ・行政訴訟 当初：58名 + 今回追加 9名 = 67名
- 3 飛行差止め（飛行差止め原告の内数）
 - ・民事/行政訴訟両方
 - 当初：11名 + 今回追加：9名 = 20名

【第21回口頭弁論終了後に第32回進行協議が開かれました】

『裁判所、結審に向けて準備か』

10月1日（月）口頭弁論が終了した午後2時より第32回進行協議が横浜地裁707号法廷で開廷されました。

まず裁判所が被告国に、「外郭防音工事効果の現地検証申請（H24.9.28申請）」のほか今後、尋問申請予定があるかどうか尋ねると、国代理人は「環境庁方式で算定したW値75から外れた（受忍限度内）中から抽出した8名の原告については、すでに尋問申請をしている（H23.11.7申請）が、今後は危険接近の本人尋問を申請する予定である」と返答していましたが、裁判所の反応は今ひとつの様でした。

原告側に対しては、残りの証拠書類（居住陳述書や防音工事に関する個別データ）の提出時期について聞かれ、「防音工事の個別データについては、本日の口頭弁論で大和市外分を提出したが11月には大和市内分を提出する予定である。居住陳述書の残りは主に遠方への転居原告などで最終段階に入っている。残りの準備書面や学者意見書を整理したものなどを含め年内には提出する予定である」とを伝えました。原告側・被告側からの各書面や証拠等の提出時期の確認がなされたことで、裁判所も結審に向けての準備に入つつあることが感じられました。

【米原子力空母ジョージワシントンの現況】

原子力空母ジョージワシントンは8月20日に横須賀基地を出港しました。（それに伴い、厚木基地から艦載機も空母へ）米海軍のホームページによると、グアム近海エリアで9月11日～19日まで「バリアンシールド2012」軍事演習に参加したとのことです。また、米原子力空母ジョージワシントンも西太平洋上に来ており、現在は空母2隻態勢でアジア太平洋地域の監視活動を行っているようです。（2012.9.29）

しばらくは厚木基地への艦載機飛来はないと思われませんが、外来機、特に岩国基地米海兵隊のFA18 ホーネットが毎週のように飛来しており、自衛隊機も含め、厚木基地上空は爆音が絶えることはありません。

【厚木基地ヘリコプター、新機種に交代で、さらに基地強化！】

厚木基地に配備されている米海軍ヘリコプター SH-60B と SH-60F が同型をベースにした最新ヘリコプター MH-60R と MH-60S に機種変更することが9月14日の新聞報道でわかりました。

在日米海軍の発表によると、現在原子力空母ジョージワシントンに艦載するヘリコプター「第14対潜ヘリコプター飛行隊」はカリフォルニア州ノースアイランド海軍基地へ移り、新しく「第77海洋攻撃ヘリコプター飛行隊」と「第12海上戦闘ヘリコプター飛行隊」がノースアイランド海軍基地から厚木基地へ配属されるということです。

また、現在の「第51対潜ヘリコプター飛行中隊」は新機種に交代し「第51海洋攻撃ヘリコプター飛行隊」と名称を変更し、引き続き厚木基地にとどまるということです。変更は2012年9月18日に開始され、2013年12月までに完了する様です。

在日米海軍は、「現在の2飛行隊から3飛行隊に増えるが、機数・人員の数・騒音は変わらない」と発表していますが、最新鋭のMH-60R と MH-60S は様々なセンサーを備えた他用途ヘリコプターで、空母攻撃部隊とネットワークで結ぶ設計となっており、これまで配属されていた対潜・救難ヘリコプター飛行隊とは訓練内容も大きく違ふとみられ、基地強化に繋がりがかねないと予想されます。

【ピース・フェスティバル in 大和・綾瀬 2012】開催について】

1. 開催日時 10月27日（土）午前10時～午後3時
2. 会場 大和駅東側プロムナード
3. 主催 ピース・フェスティバル2012 in 大和・綾瀬実行委員会
 - *ピース・コンサート、模擬店コーナー
4. チケットについて
 - 先着順に爆同事務局テントで配布します
 - （枚数に限りがあります）

【第22回 口頭弁論期日】

- 1、日時 12月10日（月）午前10時30分～
- 2、集合 午前9時30分横浜スタジアム前
 - *今回は午前中となります。ご注意願います
 - 参加される方は、支部長又は事務所にご連絡ください。
 - 今回は午前9時30分までにお集まり下さい

注意



【第5回 ブロック長会議】開催について

1. 開催日時 11月11日（日）13時30分～
2. 会場 大和市生涯学習センター 207大会議室
3. 内容(予定)
 - 「結審に向けてのこれからの主張の展開」と解説（弁護団）
 - 「オスプレイは危険」（リムピース・頼 和太郎さん）
 - 終了後に懇親会を予定しています。
 - *ブロック長さんは出席願います

【弁護士フェスタ in KANAGAWA 2012】開催について

1. 開催日時 11月18日（日）10時30分～17時00分
 2. 会場 横浜市開港記念会館
 3. 主催 横浜弁護士会 日本弁護士連合会
 - ・弁護士による劇上演
 - ・プロ棋士による将棋指導対局など
- *弁護団の福田先生・小宮先生が幹事を努められます

原告団活動日誌

原告団ニュース31号発行以降

8月9日	原告団ニュース31号発送（3,000部）
8月13日	居住陳述書打ち合わせ
8月16日	防音工事陳述書作成打ち合わせ
8月20日	（米原子力空母ジョージワシントン横須賀港出港）
8月21日	低周波音測定（日東紡・弁護団・原告団）：緑の広場44号
8月21日	防音工事アンケート未回答原告世帯確認通知書送付（83通）
8月23日	南関東防衛局（2.8部品落下原因について）抗議行動
8月25日	居住陳述書・防音工事陳述書作成
8月25日	オスプレイの配備計画の撤回と軍用機の飛行中止を求める要請（厚木基地正門）参加（原告団・爆同で19名）
8月25日	オスプレイ配備と違法爆音は許さない神奈川集会（やまと公園）参加（原告団・爆同で81名）
8月26日	防音工事陳述書作成
8月28日	弁護団会議
9月2日	居住陳述書作成
9月8日	居住陳述書作成
9月9日	「オスプレイ配備中止」沖縄県民大会と同時アクション「国会包囲行動」参加（原告団・爆同で23名）
9月12日	陳述書作成打ち合わせ
9月13日	居住陳述書個別対応
9月15日	居住陳述書作成
9月18日	証拠書類（防音工事陳述書ほか：56名分）弁護団へ送付
9月19日	居住陳述書作成、弁護団会議
9月25日	ジョージワシントン横須賀母港4周年抗議（ヴェルニー公園）参加（原告団・爆同で21名）
10月1日	第21回口頭弁論、報告集会、第32回進行協議
10月3日	居住陳述書個別対応
10月9日	弁護団会議
10月10日	ブロック長会議打ち合わせ
10月16日	支部長会議